

新型コロナウイルス感染症に関する補償を拡大!

新型コロナウイルス感染症による休業をした場合の休業損失を補償する利益保険金をご用意しました!



ビジネス総合保険制度「食中毒・特定感染症利益補償特約」はこんな場合にお役に立ちます!



リスク 1 売上の喪失

事業を中断することで、売上の喪失という損害が発生します。売上の喪失は、資産が消失することと同様の影響があります。

リスク 2 経常費の発生

感染症の発生によって来客数が減少するなかでも、感染対策を講じながら営業を継続し続けなければなりません。売上が減少しても、人件費や家賃などの経常費は発生し続けます。

リスク 3 臨時費用の発生

感染症が発生したことにより店舗の休業を余儀なくされた。代替の店舗を借りて営業を継続した場合、賃借料等、臨時の費用が追加で発生します。

対象業種 農林畜水産業、農林畜水産食品製造、食料品製造 (農林畜水産食品製造、食料品製造小売を除きます。)、飲食店、喫茶店、食品・飲料品製造小売 (当日または翌日中の賞味を前提とする調理済食品・飲料の販売小売)、食料・飲料品小売、デパート・スーパーマーケット (コンビニエンスストアを含みます。)

詳しくは裏面をご覧ください。>>>>>

新型コロナウイルス感染症・指定感染症に対する補償を拡大します!

2020年5月12日改定以降
(2020年12月31日以前始期)

食中毒・特定感染症利益補償特約

18種類の感染症

エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、結核、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(SARS)、中東呼吸器症候群(MERS)、鳥インフルエンザ(A(H5N1)またはA(H7N9))、コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス

《利益保険金》(注2)

【補償期間】3か月間
【支払限度額】1事故・保険期間中
1,000万円

新型コロナウイルス感染症

《緊急対応費用》

1事故20万円
定額払・保険期間中1回(注3)

上記以外の指定感染症等(注1)

補償対象外

食中毒

《利益保険金》(注2)

【補償期間】3か月間
【支払限度額】1事故・保険期間中
1,000万円

新型コロナ
ウイルス
感染症
発生時の
休業損失補償
を拡大!!



2021年1月始期から

食中毒・特定感染症利益補償特約 改定

新型コロナウイルス
感染症発生が原因の
休業も補償対象に!

18種類の感染症

エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、結核、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(SARS)、中東呼吸器症候群(MERS)、鳥インフルエンザ(A(H5N1)またはA(H7N9))、コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス

《利益保険金》(注2)

【補償期間】14日間
【支払限度額】1事故・保険期間中
500万円

新型コロナウイルス感染症

《緊急対応費用》

1事故20万円
定額払・保険期間中1回(注3)

上記以外の指定感染症等(注1)

《利益保険金》(注2)

【補償期間】3か月間
【支払限度額】1事故・保険期間中
1,000万円

※政府・自治体等からの要請・指示に基づく休業および自主休業は対象外です。
(注1)感染症法上の指定感染症(新型コロナウイルス感染症を除く)および感染症法上の一類感染症～三類感染症のうち18種類の感染症以外の感染症
(注2)利益保険金は、食中毒と特定感染症を合算して、保険期間中1,000万円を限度とします。
(注3)新規契約の保険始期日または特約の中途セット日の翌日から起算して14日以内に発生した事故は補償の対象になりません。

ビジネス総合保険制度の「食中毒・特定感染症利益補償特約」では、食中毒、新型コロナウイルス感染症等の特定感染症の発生により、営業が休止または阻害されたために生じた休業損失を補償します。

※食中毒・特定感染症以外の休業損失は、休業損害補償特約のセットが必要です。

食中毒・特定感染症利益補償特約のお支払い事例

例えば

$$\text{収益減少額 (事故発生直前12か月の売上高を基に算出した減少の額)} \times \text{直近の会計年度の利益率(注1)} - \text{経常費のうち支出を免れた費用} + \text{収益減少防止費用(注2)} = \text{保険金の額}$$

収益減少額300万円、利益率50%とし、経常費のうち支出を免れた費用を20万円、収益減少防止費用を20万円として想定した保険金算出事例は以下となっております。

$$\text{▶ } 300\text{万円} \times 50\% - 20\text{万円} + 20\text{万円} = 150\text{万円}$$

(注1)利益率とは、営業利益と経常費の合計額を営業収益(売上高等)で除した率をいいます。

(注2)支払期間内において、営業収益の減少の発生および拡大の防止のために支出した必要かつ有益な費用のうち通常要する費用を超える額をいいます。



右記の場合に
保険金をお支払します。

- ① 保険証券記載の営業施設における食中毒の発生。または営業施設において製造、販売もしくは提供した食品に起因する食中毒の発生。ただし、所轄保健所長に医師から届出のあったものに限りです。
- ② 保険証券記載の営業施設における特定感染症の発生。ただし、都道府県知事に医師からの届出のあったものに限りです。
- ③ 保険証券記載の営業施設が食中毒、および当社が指定した感染症に罹患した者が施設にいたこと等により当社が指定した感染症の原因となる病原体に汚染された疑いがある場合における保健所その他行政機関による施設の消毒、隔離その他の処置。

業務上の
さまざまなリスクを
幅広く補償

ビジネス総合保険制度のご案内 (タフビズ賠償総合保険)

(注)スケールメリットによる割引約10%、その他割引20%(自動車リスク優良割引10%、ISO/HACCP割引10%)を適用した場合

最大割引
約28% (注)

生産物の欠陥による事故

お支払い事例

約2億7,800万円

製造・販売した菓子に異味・異臭がするとして消費者からクレームが殺到。菓子メーカーは仕入れた原材料が原因であったとして、原材料を納品したメーカーを訴えた。

業務遂行中の事故

お支払い事例

約3億250万円

施設の排気管が詰まり爆発事故が発生、付近の建物や車両を損壊し通行人もケガをした。施設運営上の安全対策に問題があったとして、損害賠償請求された。

施設・設備等の管理に起因する事故

お支払い事例

約2,460万円

自転車でコンビニエンスストアの店頭を通りかかった行人が、段ボールの上に放置されていた折り畳みコンテナ(商品搬送用プラスチック製ケース)につまずき転倒。腰部を強打し骨折した。



食中毒・特定感染症利益補償特約

食中毒を発生させてしまい、営業を休止したため、休業損失が発生した。



あいおいニッセイ同和損保のビジネス総合保険制度なら、事業者をとりまくさまざまな賠償リスクをまとめて補償します!

➡ オプション特約 サイバーリスク補償特約、休業損害補償特約 ほか

●このチラシは概要を説明したものです。ご加入にあたっては必ず「ビジネス総合保険制度パンフレット」および「重要事項のご説明」をあわせてご覧ください。また、詳しくは「普通保険約款・特別約款・特約集」をご用意していますので、代理店・扱者または当社までご請求ください。ご不明な点につきましては、代理店・扱者または当社にお問合わせください。●「ビジネス総合保険制度」は、タフビズ賠償総合保険により構成されています。●タフビズ賠償総合保険は「企業包括特別約款、企業総合賠償特約セット賠償責任保険」のペットネームです。

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

● ご相談・お申込先

MS&AD INSURANCE GROUP

〒150-8488 東京都渋谷区恵比寿1-28-1

TEL:03-5424-0101(大代表)

https://www.aioinissaydowa.co.jp/

(2020年11月承認) GB20C010722[RS611]